

下水道事業における「水の官民連携（ウォーター P P P）」の検討状況について

令和 7 年から実施している※水の官民連携（ウォーター P P P）導入可能性の検討状況について報告する。

1 これまでの検討経過

令和 7 年 9 月 2 5 日・2 9 日	ウォーター P P P 勉強会（第 1 回）
令和 7 年 9 月 2 6 日～1 0 月 1 0 日	マーケットサウンディング（第 1 回）
令和 8 年 1 月 1 5 日～ 1 月 2 7 日	マーケットサウンディング（第 2 回）
令和 8 年 6 月 1 1 日	ウォーター P P P 勉強会（第 2 回）

2 マーケットサウンディング・勉強会で出された意見（今後の検討事項）

- ・ 物価上昇リスクへの対応（人件費・資材費・燃料費等）
契約期間（1 0 年間）安定して会社を維持することへの見通しが難しい。
- ・ 執行体制を構築するための新たな人材の確保
水の官民連携（ウォーター P P P）に参画するためには新たに人材を確保する必要がある。
- ・ 他業種とのコンソーシアム（事業グループ）組成
これまで組んだことのない業種とのコンソーシアム組成に時間がかかる。
- ・ 期待する事業規模との隔たり
期待している事業規模と市で想定している事業規模に隔たりがある。

3 スケジュール（予定）

- ・ 令和 8 年度・・・引き続き検討継続し、導入要否について判断する。
なお、水の官民連携（ウォーター P P P）導入が必要と判断された場合の開始時期については未定。

※ウォーター P P P という名称は、現在「水の官民連携」となっているが、わかりやすさを優先し「水の官民連携（ウォーター P P P）」と表記している。

資料4

下水道事業におけるウォーターPPP導入の検討について

1 経緯

- ・下水道事業を持続可能なものとするためには、今後増加が見込まれるヒト（担い手の減少）・モノ（施設の老朽化）・カネ（収入の減少）の課題に対して検討が必要。
- ・内閣府が発出した「PPP/PFI推進アクションプラン（R5）」にて下水道事業が抱える課題への対応策の一つとして「ウォーターPPP」が位置づけられた。
- ・国土交通省からは、ウォーターPPPの導入が社会資本整備総合交付金の交付要件となることが示されている。（R9年度から適用見込み）
- ・市においても、ウォーターPPPの導入が課題解決に繋がるか見極める必要があり、また、管路施設の改築更新には交付金を活用していることから、導入の可否について検討を行う必要がある。

2 ウォーターPPPとは

- ・水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称 ※内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（R5）」より

3 ウォーターPPPの導入要件（次の4項目を満たす必要がある）

- （1）長期契約（原則10年）
- （2）性能発注
- （3）維持管理と更新の一体マネジメント発注
- （4）プロフィットシェア（費用縮減分のシェア）

4 現状

- ・管路施設は案件ごとに仕様発注、処理場・ポンプ場の運転管理は5か年契約による業務委託（仕様発注）となっている。

5 スケジュール（予定）

- ・R7年度・・・導入可能性調査を行い、対象施設や対象業務の検討を行う。
※R7.9～R8.2にサウンディング調査を2回実施予定
- ・R8年度・・・導入可否について判断
- ・ウォーターPPP導入が必要と判断された場合の開始時期については未定。